

調布市議会改革検討代表者会議第6回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

1 日時・場所

平成24年1月23日（月） 午後1時59分～午後3時57分

於：全員協議会室

2 伊藤座長あいさつ

暦の上では大寒が過ぎ寒い日が続いている。会を重ねるごとに徐々に皆様方の意見交換、私どもが受けとめているご提案の内容が明確になってくる。皆様に改めてお願いがある。検討を進めるに当たってもそれぞれの提案の説明、議論、それを受けて正副座長案を提案していきますが、1つ1つの内容に時間をかけていると、この後1年半の中でとりまとめを行い、市民の皆さんに開かれた議会として受け止めていただくとすれば、皆様方のご議論をそうした観点でご協力をお願いしたい。

3 検討・協議事項

(1) 第5回代表者会議における合意事項

川畑副座長：それでは、最初に日程1、第5回代表者会議において、合意された事項を確認するため、その内容を合意資料2として配付したので確認をお願いします。内容は、伊藤座長の方から追加提案があった「本会議場の車椅子対応」について、車椅子介助者の本会議場入場を可とするものである。ご了承をお願いします。

— 了承 —

(2) 議会日程等の事前決定及び公表について

川畑副座長：このテーマは前回検討途中で終わっている。検討する資料として本日資料17をお配りしている。資料17の内容を伊藤座長から説明する。

伊藤座長：このテーマは前回皆様方の提案説明と意見交換させてもらっている。本日は資料を示し、その中身をしばって協議していきたい。これまでも各定例会前に開催される議会運営委員会後に会期日程等をホームページで公表してきた。今回の提案説明を聞いていると、これまでの公表内容に加え、新たに会期中の本会議の開会時間の原則開会時間を決定すること。予定開会時間を例えば予定開会時間を午前9時10分からと決めておくと、速やかな公開が可能となる。

本会議の開会予定時間が事前に決まると、一般質問の開会時間も当然同じ時間に開会となる。

次に、常任委員会開会時間の原則（予定）時間の決定をすること。

これは、今まで、一般質問最終日に委員長会議を招集し、各常任委員会の開会時間を決めていたが、この開会時間もあらかじめ予定開会時間を例えば午前10時からと原則（予定）時間を決めておくと速やかな公開が可能となる。

事前に常任委員会の開会時間が決まっていれば、その予定時間以外に委員会を開会する場合のみに委員長会議を開催し、協議すればよいこととなる。

次に、現地調査等を要する場合の委員会の事前調査について、委員会によっては、現地調査等もあることから委員会審査に入る前日の休会日に、現地調査をすることも考えられる。現地調査の手続きについては、前日、休会日に行う手続き等については、後ほど説明したい。

次に、一般質問日程の事前決定・公表についてですが、あらかじめ質問議員の質問日の割り振り等の決定をすれば、事前に公表が可能となる。この場合もそれぞれ質問者の時間を勘案しながら全体の日程を議運（議会運営委員会）の中で定めていき、それを公表する。

前回皆様に意見を聞いた中身をまとめさせてもらった。全体で議論をしていただくと、それぞれの案件によっては意見の差があるのかなと思っている。

できるならば、このテーマを分解し、まず、本会議の開会時間の原則開会時間を決定することを議論し、次に、常任委員会開会時間の原則時間の決定をすること。次に、現地調査等を要する場合の委員会の事前調査に関すること、次に、一般質問日程の事前決定についてに分割して、1つずつ議論願えればと思っている。まず、4つに分割してよろしいか皆さんに諮りたい。

川畑副座長：伊藤座長から4つに分けて議論したいという提案があったが、意見を聞きたい。

井上委員：3番目のところを聞き逃してしまった。再度説明願いたい。

伊藤座長：現地調査を要する場合、建設委員会が現状、必ずといっていいほど道路議案等においてあるが、建設委員会に限らずそれぞれの所管において現地調査が必要となることがあると思うが、委員会によって現地調査が必要となった場合、委員会審査に入る前日の休会日に現地調査をすることも考えられる。

川畑副座長：4つに分けて議論していきたい。皆さんの意見がなければ分けて進めていきたい。よろしいか。

— 「結構です。」という声あり —

伊藤座長：了承いただいたので、改めて、1つ目、本会議の開会時間の原則開会時間について、現行は、ほぼ9時10分から開会されているが、原則時間を定め、公表をするということについていかがか。

雨宮委員：このところ開会時間は9時10分から15分ということで開会されており、概ね定着してきているので私は賛成である。ただ前回の傍聴者アンケートで事前決定公表は2日前でよいのかという声がある。この辺についての検討はどうしたものか。

伊藤座長：今の意見ですが、開会の直近の議運の中で公表が可能かどうかということ。議運の中で方向性を定め、皆様が本議会の内容を理解・了解した後に公表があると思うが、議運の委員長の意見があれば聞きたい。

大須賀委員：本会議の2日前に議運を開き、会期日程を決めている。私はこれで適正だと思っている。市民の中にはいろいろな意見があると思うが、私は今の2日前でよいと思っている。

大河委員：他市の事例を聞いてみると、開会日を9月1日からなど、定例会の開会日まで決めているところがある。できるならば、議会の開始時間を決めておき、何かある時は、早めに変更があれば変更する。手続き論は大切であるが、できるだけ決まった予定で組んでいくことは必要ではないかと思う。

ドゥマンジュ委員：他市議会において、1年を通して4回の議会日が決まっているところもあるということを知ってびっくりした。予算とか決算特別委員会が開かれるとか今の調布市のやり方とは違うのかもしれないが、議会が通年議会となっていくことも、議会の過度期として議論していくことも大事である。今までも9時10分から開会されているので、賛成である。

川畑副座長：1つ目の本会議の開会時間の原則開会時間の事前決定については、了承ということよろしいか。

— 了承 —

川畑副座長：次に2つ目、常任委員会開会時間の原則時間の決定をすること。を議論していただきたい。

井上委員：常任委員会の前の日、休会のところで現地調査をするという提案ですね。

川畑副座長：常任委員会の開会時間の決定についての意見を願います。

井上委員：次の3つ目の現地調査ともリンクするので発言している。

川畑副座長：とりあえず、常任委員会の開会時間の決定についての意見を願います。

井上委員：常任委員会は4つあり、建設委員会が現地調査することが多いわけだが、事前に決定することはよいが、現地調査をするかしないかで事前の開会時間もリンクするので難しい。私としては、4つの常任委員会の事前決定は難しいと思っている。

伊藤座長：ご懸念のところはその通りだと思う。予定時間以外の時間が想定された場合には、委員長会議を開催し協議をいただく。このことを原則として考えている。例えば、建設委員会に付託された議案が2件だったとする、あるいは6件だったとする、この場合は議案の数にも影響してくる。議案が送付された時に、それぞれの正副委員長の想定や議案の所管部署と協議をしてもらい、このくらいの時間でとお尋ねをしていると思うので、事前の10時なら10時と決定していても影響はないと思っている。議案の件数が多い場合は、事前に委員長から協議をいただき、9時半からなら9時半に願います。ただし、現地調査をいつやるのという議論があるので、次の現地調査の議論と一緒に議論していただいてもよい。ただし、原則開会時間は10時なら10時ということでもよいのかなと考えている。

雨宮委員：現在の休会中に現地派遣をするという案。資料を見ると議員派遣の手続きをとって休会中に現地調査をするという。

伊藤座長：ちょっと待ってください。現地調査は議長が委員会に現地調査をしてくださいということではなく、委員長が現地調査を必要と判断し決定してやることです。私はそれを許可する立場ですのでよろしく願います。

雨宮委員：10時原則決定でよいと思う。委員会を休憩にすると9時半にするのか10

時にするのかがグジャグジャになるのかなと思う。4 常任委員会を 10 時に決めておけば、現地調査は別の日にやるのだからそこでのぶつかり合いはなくなる。ある定例会の委員会では、議案が無く報告だけということもあった。原則的に 10 時なら 10 時開会ということを決めておけばよい。

伊藤座長：もう 1 点だけ確認したいが、原則今の建設委員会は委員会初日に現地調査をおこなっている。

林 委員：原則 10 時でよいかどうかについては、原則 10 時でよい。確認しておきたいのは、先ほど雨宮委員から現地調査の話があったが、常任委員会の扱いは地方自治法上の法定委員会であり、地方自治法の中で常任委員会は規定されているが、雨宮委員が話した通りとなった場合は、地方自治法上のどの位置になるのだろうか。

雨宮委員：もともとそのような内容を確認したくて発言した。これまでは、委員会を開会し一旦休憩し現地調査を行っている。私が気になっているのは、法務的に休会中の委員会が開会できるのかということである。

林 委員：法定委員会である常任委員会の権限を尊重すべきである。地方自治法上の常任委員会の権限を踏まえたいうえでの対応をお願いします。

伊藤座長：資料の表現は、予定時間以外に開催する場合のみ委員長会議を開催するという表現に直したい。

大須賀委員：私は委員長会議を会期ごとに開催した方がよいと思っている。常任委員会は林委員が言っていたとおり重い。だからこそ、委員長権限は重い。10 時開会はよいが、委員長会議を開催し、その開会時間を正式決定する必要があると思う。これからは、委員会で現地調査も多くなると思う。建設委員会以外の現地調査も増えてくると、現地調査の時間等の調整も必要となってくる。そういった意味で委員長会議をやる。その場合どこでやるか。本会議招集 2 日前の議運終了後か、委員会付託後の会期が始まってからという議論もあるから、議会の招集日初日の本会議終了後にやったらと思っている。私はどちらでもよいと思っているが、解釈上相応しい方で開催すべきである。開会時間は原則 10 時であっても委員長会議はやるべきと考えている。

井上委員：議会開会初日の議案が委員会に付託され、付託された後に委員長会議を開催し、その時に開会時間を決めておくことで、付託後の委員長会議で正式決定するという前提であれば、原則 10 時ということを了承していきたい。

伊藤座長：招集日 2 日前の議運で決めていただくとネット上で公表できる。あくまでも 2 日前の議運でネットに表記をしていくことは了承してもらえるのか、そのことを確認しておきたい。

井上委員：基本的に 10 時を前提にしてということは了承する。その前提としての委員長会議はどこかで担保される必要があるとの認識で発言した。議案が付託されてから、特に建設委員会が現地調査が多いので、委員長会議が開催されそこで変更されればよいと思う。このメリットは、現状一般質問最終日に委員長会議が開催され、その 2 日後に委員会が開催されている。委員会開催の 2

日前に委員会開会時間が決められていた。本会議初日の付託後に委員長会議で決定すれば、いままでより1週間前ぐらいに早まるメリットがある。

大河委員：ネット上の表記ということでは、できるだけ早く表記することが望ましいと考えている。雨宮委員に先ほどの休会中の委員会審査は良としたのかを確認したい。

雨宮委員：先ほどの発言は、休会中に委員会が開けるのかどうかを確認したかった。現行は、委員会を休憩しその中で現地調査を行っているが、別の日に現地調査をした場合、議員派遣の扱いであるのかを確認したかった。

高橋委員：座長提案の定刻開催は推進していきたい。開かれた議会を考えれば定刻での開催を原則的には設定しておくこと賛成である。

伊藤座長：基本的には、午前10時、時間を定めておくこと。委員長会議は必ず行う。行う時期については、付託後直ちにその日のうちに行うということで定まっていけるのではないかと思う。

川畑副座長：この件については了承いただけるか。

— 了承 —

川畑副座長：次に3つ目、現地調査の委員会での取り扱いについてですが、意見のある方お願いします。

井上委員：委員長会議が開催されるのであれば、現状と取扱は変わらないので現状のまままでよろしいと思う。

雨宮委員：委員会の審査を通じて現地調査の必要性が出てくることもある。その場合は、委員会を一旦休憩にして現地調査を行った方が望ましいと思うので、現状のまままでよいと思う。

大河委員：常任委員会としての調査権もあり、議案を個々に審査する中で現地調査することも想定できるので、今まで通りでやっていく。ネット上においては、建設委員会の特殊性を可能であれば書いていくことも必要である。

ドゥマンジュ委員：現地を見るということだけではなく、現地の市民の声を聞くということも今後は出てくる。委員会審査の中で現地調査も出てくることもあり、委員会審査中の現地調査が望ましい。

小林委員：この資料は議長提案なのかを確認したい。

伊藤座長：皆さんの議論の対象材料として提出したものである。

小林委員：現地調査は現行通りでよい。

伊藤座長：皆様の意見を聞いておりますと、現行通りでよいという意見ですので、現状の通り進めていくということでしょうか。

— 了承 —

川畑副座長：それでは4つ目ですが、一般質問の事前決定・公表についてご意見を伺いたい。

伊藤座長：一般質問の通告を済ませた段階、その後の議運で確定される。その時に一般質問の日程も決定され公表されていく。人数によって日程も多分変わるだろう。原則1日6人を原則とし、期間については人数によって定まってくる。

例えば、19人の場合は6・6・7人となり最終日で調整する。6人にする理由としては、1人1時間という質問時間は担保される。このことを考えれば、30分、40分で一般質問を終了する方もいるが、基本的には1時間というものを想定し、1日6人という形で割り振っていき、最終的には最終日で調整していく。このようにすれば事前に公表が可能ではないかと考える。スタート時間は9時10分、これは先ほど決定をさせていただいた。スタート時間は定まったが、例えば最初の方が30分で終わると次の方が9時40分に始まります。次の方が10時ではないかという議論があるが、そうはならないということを理解していただきたい。

雨宮委員：確認する。例えば3日間なら3日間を予告する。開会時間を表記するという事は、最初の1人目のスタート時間を表記するという事によろしいか。

伊藤座長：最初スタートの時間は表記できる。その後、順番のみを表記していく。ただし、皆さんのブログ等を見ていると、私は何日の何時位になりそうですと表記されていることがある。それは、基本的に議運を経ている中で表記をされていることなので、議会として表記をしていきたい。

井上委員：例えば、先ほど座長の説明の中で6・6・7全部で19人で、最終日に7人目を入れようという話があった。全部で20人だった場合はどういう割り振りをするのか。1日6人ということであれば、それを決めておかないといけない。

伊藤座長：原則6人をご理解願いたい。そして20人の場合は6・7・7人。最終日に全てを調整するのではなく、1日前1日前で調整する。増えてくると7・7・7となることもある。若しくは4日となる。最終日で全てを調整するのではなくて、その前の日で調整することも1つの考え方としてある。

大須賀委員：座長の方から1日6人という話があった。恐らく18人を超えた場合は4日間という想定もあると考えている。原則6人ということであれば、1日6人を超えないような日程調整も行っていくと思う。

井上委員：原則6人を超えないということであれば、19人の場合は4日目を設定していくということなのか。20人の場合、6・7・7ということだと、何のために原則6人にしたかがわからなくなる。考え方として、1日6人ということにし、19人、20人の場合は4日目を検討するという事であればいい。

大河委員：これまでの実績で、1日6人、7人もありました。マックス何人までやった例があるのか。

伊藤座長：私の記憶では8人の記憶がある。一般質問は議長を除き、全ての議員ができる。そうすると27人の方が権利を持っている。そうすると3日とか4日で定まらないことが出てくる。今までの例を見ていると、20人前後の方が一般質問をする。18人の場合はいいが、19人の場合は1人を最後の4日目に持ってくるのは合理的かなと考えた場合、3日目の最後をお願いするこよも。前倒しで考えないということであれば、4日ということもある。皆さんの中でこれが一番合理的であるということがあれば協議願いたい。

雨宮委員：私も1日6人は、計算上で割り出した人数としては合理的だと思う。午前3人、午後3人。傍聴している市民の側から見たらどうなのかな。例えば、午後3人枠組みが決まっていて、たまたま、1人30分で終わってしまうと、前に詰まる。設計上4時過ぎまで想定していたが、実際やってみると3時半ごろ終わってしまったということが考えられる。それでいいのかちょっと気になる。

伊藤座長：質問される方の質問内容は分かるが、時間までは申告してもらっていない。この方はどのくらいのボリュームで質問されるかは、終わってみなければわからない。仮に30分の方がいらして、結果的に3時半で終わってしまった。これは仕方ないかなと思う。事前に公表しているのだから、こう辺は理解してもらえるものと思う。

大須賀委員：雨宮委員が言ったところが、毎回一般質問の日程を調整する際悩みのところである。50分位かなと思っていたら30分で終わってしまった。それはそれでよいのですが。3時半で終わったからといって、遊んでいる訳ではない、議員は議員として次の準備等があり、職員は職員として仕事がある訳ですから。4時を過ぎたからちゃんと働いている。4時前だから働いていないということにはならない。1日6人なら合理的と思う。

林 委員：原則6人ということで決定しておくだけでよいと思う。基本的には議運があって、議長が議事運営を決めていくのだから。

井上委員：原則6人ということであったが、例えば、21人だったら3日×7日になるのかということだと思う。19人の場合だったら、1人を3日目の最後に調整することは理解できるが、2人増えた場合、4日にするのか等を決めておかないといけないかなと思う。その辺の線引きを決めておく必要がある。

伊藤座長：19人の場合は3日目で調整をお願いします。19人過ぎた20人以降については4日とする。ということをお原則決めておくということでしょうか。

大河委員：傍聴する市民は、関心のある質問はわかっているもので、時間がわかっていることは必要である。誰がいつごろするかがわかるようにすることが必要である。

林 委員：先ほど私は原則6人、それ以外は議運正副と正副議長で判断していけばよいと発言したが、今、座長が提案したことについて異論はない。今後、運用する中で、改善することは改善していけばよいと思う。

小林委員：公表することが大事だと思うので、1日6人、19人までは3日間、20人からは4日間でよいと思う。

川畑副座長：改めて確認したい。原則1日6人。19人の場合は3日間、20人以上は4日間ということの座長提案でよろしいか。

— 了承 —

(3) 請願・陳情者の提出説明について

川畑副座長：提案者から説明願いたい。

雨宮委員：提案番号40番については、過去の議会協（議会改革協議会）においても提

案したが当時の現状通りとなった。実態としては、数の報告がある。41番についても前回議会協にも提案したが、提出者から説明を受けることを原則とするという表現だったと思う。今回は、変更し、あくまでも提出者から陳情内容の説明をしたい旨希望の申し出があった場合は、受けられることとできる規定にした。明文化することにより、より担保性が確保できるということで提案した。

林 委員：雨宮委員に伺いたい。印・拇印がないもの。これまでもそのような陳情・署名等にそのようなことがあったと聞いているが、なぜ、今まで印・拇印があるものしか認めてこなかったと理解しているのか。

雨宮委員：実体として署名は印鑑を持っている人のみに求めるのではなく、行きがかりで説明し署名してくれる方もいる。拇印を押すことをいやがる人もいる。印鑑があるかないかで区別する必要はないと考えている。ただし、公式の扱いでということであれば、印鑑を押したものの、陳情や署名に賛成するという意思表示の数のみの報告にしたらどうかということである。

林 委員：その報告はあくまでも参考として求めたいということなのか。

雨宮委員：参考と言ってもよいが、陳情・請願を受ける議員の受けとめ方かなと思う。

川畑副座長：提案番号41番「提出者から趣旨説明を希望する申し出があった時は、説明を受けることができる」について意見を求める。

林 委員：他市に同様の制度あることは承知している。地方自治法上の常任委員会の権限の中で参考人を聴取する権限、調査する権限との整理はどう考えているのか。

雨宮委員：調布の議会の中にも参考人制度があることは承知しているが、実態として合意されたことがない。陳情提出者の想いや陳情の趣旨を知ることは大切である。あくまでも希望があった場合は受けられることとした。

林 委員：他市でも希望する場合は云々という事例が多いようだ。仮に導入すると、一方で委員会議論を活性化しようとする意見もあり、委員会としての調査権を持っていながら、一方でこういう制度をつくるということは、矛盾ではないか。

雨宮委員：矛盾とは考えていない。議員同士の議論を活発化する上でも陳情・請願の提出者の心情を十分知った上で議員同士の活発な対角討論が保障される要因になるのではないかと考えている。

林 委員：提案の背景はわかった上で、地方自治法上で担保されている常任委員会の調査権などの権限をより一層活用していかなくてはいけないという意味で質問させていただいた。

雨宮委員：陳情・請願については、より担保性を高める必要がある。

小林委員：現状では、各陳情者が各会派に説明している場合もあり、我が会派でも伺っている。委員会の中で提出者の想いをしっかりと伺う時間を担保できるのか。現状の中でお聞きすることは可能である。不都合なことはあるのか。

雨宮委員：公式の場で記録に残すことが重要である。当事者の意見を聞くことが大切で

ある。実際の委員会で聞く方法等は議運等で検討すればよい。

小林委員：現実に複数の方に説明を聞いているが、委員会の中で物理的に難しい。休憩時間にやっているところもあるようだが研究が必要である。

雨宮委員：実際の運用については技術面も含め研究が必要だと思う。

高橋委員：理事者の説明と提出者の想いが違うことも聞いている。提出者から説明を受け、委員からの質問を受ける、受けないの规则的な考え方はどうか。

雨宮委員：委員の方からの質疑も受けるというスタンスである。一定のルールは必要だと思う。

高橋委員：時間的・ルールが必要だと思う。正副委員長の議事進行の運営の考え方もあると思うので、ガイドライン等の取り決めには、慎重な議論が必要だと思う。

川畑副座長：それでは42番で提案されている提案説明をお願いします。

大河委員：雨宮委員と同様に議会への市民参加の一番わかりやすい事例だと思う。陳情・請願という言葉そのものも見直すべきではないか。政策提案という捉え方もしている。書かれた趣旨だけでなく、そこに含まれた意味も全員が聞くことで共有し、審議内容・審査の結果を導くための大切なツールと考えている。説明を聞くだけでなく、多少の質疑も必要である。時間の制限を設けてやることも考えている。

川畑副座長：提案番号44番について提案説明をお願いします。

ドゥマンジュ委員：今の形では提出された方の想いを十分聞くことができないと思っている。提出者の想いを委員は理事者に聞かなくてはならない。想いを市民が説明したいということと併せて、議員も聞きたいということも出てくるのではないか。委員会の中でも聞きたい時は聞けるような双方向での機会があってもよい。ルールについては考えていかなければならないが市民からの政策提案と受けとめ調布でもやっていきたい。

伊藤座長：それぞれ議論が煮詰まってきた。1点雨宮委員に聞きたい。「受けることができる」規定に変えたということだが、「受けることができる」ということは「受けなくてもよい」場合も考えられる。その場合どのような想定をされて「受けることができる」とされたのか。

雨宮委員：私の趣旨は、基本申し出があった場合は受けると考えているが、提出者が説明をしたいと申し出た時に、議員が聞くには及ばないという事例が出るかもしれない。そうした場合を想定した。

伊藤座長：その区別をはっきり決めておかないと、それぞれの委員長さんによっても見解が分かれ、陳情請願を出された方の意思は成就されない。私の方から協議の方向性を出していかなければならないのであれば、現行を確認したい。印、拇印の問題については、印・拇印のあるもの、無いもの、実態として当該委員会に報告がされている。自治法上の委員会として参考人として出席を求められることができると明記されているので敢えてそれぞれの議会で決めるものではないという解釈ができるのではないか。最終的な案に近いものとして受け取っていただきたいが、陳情・請願における印・拇印の数の報告は必ずする

ということを再度申し合わせる。委員会は必要に応じて参考人として出席を求められることができる。このことから、提出者の説明が必要かどうかの判断を必ず委員会で行う。こうしておけば、この陳情は提出者の意見を聞かなくてもいい、この陳情は提出者の説明を聞こうというような考え方が様々ではなく、委員会での合意を得て方向性が定まるということに繋がっていくので、このことの議論をお願いしたい。

川畑副座長：座長から提案があった。意見を聞きたい。

大河委員：私が提案した意図は、市民と議会との関係の中で議会への市民参加の1つとして、いずれは今後検討していく議会基本条例の中にそういう場を設けることを謳っていくべきだと考えている。議会が必要に応じてということではなく、出す人（提出者）の権利を保障するという意味合いも持った提案である。委員会で判断することもあると思うが、提出者の説明したいという意思を受け入れるということも提案に入れていただきたい。

雨宮委員：参考的な発言になるが、申し合せになっている陳情を受けるかどうかのルールづくりがあった。あれが参考になるのかなと思う。

小林委員：参考人として委員会で聞いていくという座長提案があった。提出者の希望があれば委員会で決定し、参考人として来ていただくという考え方ですか。

伊藤座長：委員会に入る前にそれぞれの会派で説明を聞くということも大事なプロセスではないかと思っている。事前に聞いた後、改めて委員会で聞くことは、果たして手順の中でいいのだろうか。という意見も出てくること承知していることを前提に、提出者から意見を聞きますかということ委員会を諮り、委員会で合意が諮られた場合は聞くと。再確認のようなものですが、今までも参考人の出席についてはできるのですから、委員からそのようなことが出てきたら委員会で諮って聞く。今までと変わらないという理解をしてもらえればよい。

林 委員：議会は委員会が基本だと思っている。現状の委員会が、どうあるべきかということでもまずやってみる。やってみて、雨宮委員、大河委員、ドゥマンジュ委員が提案されたことが必要だということで意見が一致した時点で補助的な制度としてやっていけばよい。決して否定をしていることではない。他市の事例も研究している。うまくいっているところ、そうではないところ等々調べている。ただ、委員会が基本であること。うちの委員会が持っている委員会の権限を100パーセント活用できているのかということも含め議論、実践をしていくことが基本だと思っている。まとめると、まず現状でやってみる。平行して調査研究は進めていくということになる。

ドゥマンジュ委員：議会改革は市民にわかりやすいことも目的の1つである。市民にわかりやすいためには、市民の意見も聞くということに重きを置くこと。市民の意見を委員会が聞くかどうかを決めるのではなく、市民の権利として委員会の中で確保しておくこと。議会が市民の意見を聞くという態度を示すことが必要である。こうしたことから市民が説明をしたいという時は聞く、また、

委員会の中で聞きたいという時は市民の意見を聞くということにしたい。

高橋委員：現状では、議員側、議会側の判断になると思うが、より開かれた議会、市民にわかりやすい議会という趣旨に立ち返れば、ルールやガイドラインを協議する必要があるが、陳情者から希望のあった場合は、説明の場を設けるという方向で進めてほしい。

伊藤座長：意見が出尽くしていますが、もう1つ確認したい。請願の場合は、紹介議員がつく。紹介議員の立場で何らかの説明を求めるということも考えられるが、市民の皆さんの権利を担保したいという意見の方々は、そののところはどのように考えているのか。

雨宮委員：陳情と請願では、実際の運用に当たって取扱が違ってくると認識している。請願の場合は紹介議員がつく。紹介議員が請願提出者の意向を代弁できなくはないかなと思う。ただし、提出者が訴えたいということであればそれはそれで受け入れればよい。

大河委員：調布は請願・陳情両方とも委員会に付託されている。このことは他の議会より進んでいる。紹介議員があっても、議員の立場で言うのと、切実に求めている市民の立場では主張に想いがあるので、求めた場合はその場を保障していくことが重要である。調査研究していくという意見もあったが、方向性の確認は必要と思う。

ドゥマンジュ委員：請願の場合は紹介議員がいるが、市民の声を聞くためには当事者の意見を聞くことが必要である。限られた時間の中で聞くことなのでルールづくりも必要だが、まずやるということが重要である。

伊藤座長：今日のところは、この提案の結論は見送りたい。先ほど大河委員から出たが、調布市議会は、陳情、請願は全て委員会に付託している。調べたところによると、他の多くの議会では陳情は委員会に付託をせず、それぞれ会派に配付をしている。このことで陳情を扱っている議会が多いようである。我が市議会では以前から陳情、請願それぞれ委員会に付託をし、審査を受けている。このことの認識はしてしてほしい。私どもの案は、次回以降なるべく早い時期に出していく。また、前回の保留になっている分についても、最終的な意見交換は多少させていただくが、私どもの最終的な案を出す時期も近づいてきていると認識している。

川畑副座長：時間となりましたので、残った協議・検討事項については、次回の代表者会議で協議していただくこととしたい。

— 了承 —

4 その他

○ 第7回代表者会議の日程について

第7回代表者会議を2月3日（金）午後2時から、場所は全員協議会室で開催することを了承・確認した。

○ アンケートに対する意見等

前回の会議において傍聴者からいただいたアンケートについて、各議員から「アンケ

ートは有効、提案事項の事前の勉強会や検討の進め方の工夫が必要」「アンケートの内容を今後の議論の中に反映させることも必要」などの意見があった。また、最後に座長より、新年度、全議員を対象とした議会改革に関する勉強会（講習会）の実施にあたり、2月末までに内容、講師、時期等を具体的にまとめ、会派ごとにいただき提出願いたい旨依頼した。

資料16：第6回検討資料

資料17：議会日程等の事前決定及び公表検討資料

合意資料2：第5回代表者会議合意事項